

令和8年度 津野町総合保健福祉センター里楽フィットネスマシン

購入業務 仕様書

1 総 則

この仕様書は、津野町総合保健福祉センター里楽に設置する備品について定める。

2 件 名

令和8年度 津野町総合保健福祉センター里楽フィットネスマシン購入業務

3 品 目

備品

4 用 途

健康増進用備品

5 数 量

別紙「フィットネスマシン例示品リスト」のとおり

6 仕 様

別紙「フィットネスマシン例示品リスト」のとおり。当該リストにおいて、例示品以外での同等品による入札は可能とする。ただし、No.3 から No.48 までは原則として同じメーカー機種で統一すること。同等品による入札参加にあたっては、令和8年8月17日（月）までに電子メールにて同等品届けを提出し、総務課入札担当に事前承認を受けること。なお、回答は令和8年8月21日（金）までに電子メールにて返答する。

7 納入期間

令和9年3月17日まで

※津野町総合保健福祉センター里楽への搬入開始日は、今後の工事等の進捗状況により前後する可能性があります。

8 納入場所

津野町総合保健福祉センター里楽（津野町姫野々431 番地 1）

9 契約方法

総額契約とする。

10 入札金額

入札金額には、物品価格のほか、運搬、取付け、納入等に要する一切の費用を含むものとし、消費税を除いた総額を入札書に記入すること。

1 1 備品の設置

- (1) 施設への搬入から設置に当たっては、事前に津野町と協議を行い実施すること。
- (2) 納入品の運搬、搬入、設置、転倒防止工事等に要する諸経費は、全て本契約に含むものとする。
- (3) 納入品の設置に当たり、養生方法、搬入ルート及び組み立ては津野町の指示に従うこと。

1 2 議 決

本事業の契約は津野町議会の議決を得た後、津野町が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とし、この事業は、津野町が受注者に対して前段の意思表示をしたときに地方自治法234条第5項の契約書となる。

津野町は、津野町議会で議決を得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。

1 3 その他

- (1) 搬入・運搬時は道路交通法を遵守し、作業の安全確保を十分に行うこと。
- (2) 施設と納入品が接触等の恐れがある場合には必要に応じて養生を行うこと。
- (3) 納入品搬入時に施設への損傷が発生した場合は、原因者の責任により現状復旧を行うこと。
納入品の設置に関する技術的必要事項は、本仕様書に明記されていないものについても対応すること。
- (4) 現場の収まり、取合等の関係で仕様書によることが困難である場合は、津野町と協議を行うこと。軽微な仕様変更が生じた場合の契約金額の増減は原則行わないものとする。
- (5) 落札決定後には、落札決定を受けた日から起算して3日以内に品目、個数、単価、メーカー、型番等が記載された内訳書を提出すること。
- (6) 納入から設置については関連する施工者及び移転に関する別途業者と事前に協議し、円滑に事業が実施できるよう努めること。
- (7) 納品時には、津野町の担当職員の検査を受け、検査不合格となった場合は、納入期限までに合格品を納入すること。この場合において、合格品の納入が不可能となった場合は当該契約を取り消すものとする。
- (8) 保証条件はメーカー指定のものとし、当該期間内の故障等に関しては無償で対応すること。
ただし、町の過失による場合を除く。
- (9) その他、仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、津野町と協議のうえ決定するものとする。